

有価証券の時価等情報（単体）

有価証券関係

（単位 百万円）

満期保有目的の債券

	種 類	平成29年度中間期（平成29年9月30日現在）			平成30年度中間期（平成30年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	983	987	4	707	709	2
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	983	987	4	707	709	2
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,125	1,107	△ 17	2,771	2,736	△ 35
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,125	1,107	△ 17	2,771	2,736	△ 35
合 計		2,108	2,094	△ 13	3,478	3,446	△ 32

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

（平成29年9月30日現在）

子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子法人等株式26百万円、関連法人等株式9百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（平成30年9月30日現在）

子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子法人等株式26百万円、関連法人等株式9百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

その他有価証券

	種 類	平成29年度中間期（平成29年9月30日現在）			平成30年度中間期（平成30年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,477	2,799	6,678	8,809	2,514	6,294
	債券	224,571	219,115	5,456	182,658	178,623	4,035
	国債	146,848	142,389	4,458	117,033	113,728	3,304
	地方債	29,112	28,728	384	25,813	25,542	271
	社債	48,610	47,996	614	39,811	39,352	459
	その他	54,261	45,861	8,399	69,054	58,153	10,901
	小 計	288,311	267,776	20,534	260,522	239,290	21,231
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	239	258	△ 19	501	540	△ 38
	債券	14,672	14,715	△ 42	31,355	31,530	△ 174
	国債	5,019	5,028	△ 9	16,385	16,491	△ 105
	地方債	5,388	5,408	△ 20	5,974	6,003	△ 29
	社債	4,264	4,277	△ 13	8,995	9,034	△ 38
	その他	39,433	40,821	△ 1,388	67,422	70,341	△ 2,919
	小 計	54,345	55,795	△ 1,450	99,279	102,412	△ 3,132
合 計		342,656	323,571	19,084	359,801	341,702	18,098

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	平成29年度中間期 （平成29年9月30日現在）	平成30年度中間期 （平成30年9月30日現在）
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	628	628
その他	47	283
合 計	675	911

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

減損処理を行った有価証券

(平成29年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における重要な減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(平成30年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

金銭の信託関係

(単位 百万円)

運用目的の金銭の信託

種 別	平成29年度中間期（平成29年9月30日現在）		平成30年度中間期（平成30年9月30日現在）	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,000	—	7,980	—

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

(単位 百万円)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

種 類	平成29年度中間期 (平成29年9月30日現在)	平成30年度中間期 (平成30年9月30日現在)
評価差額	19,084	18,098
その他有価証券	19,084	18,098
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	5,676	5,379
その他有価証券評価差額金	13,407	12,719